

福島県県北地域観光プロモーションイベント業務仕様書

1. 業務名

福島県県北地域観光プロモーションイベント業務

2. 事業目的

名古屋を中心とする中京圏住民に対し、福島県県北地域の豊かな自然、温泉、食、日本酒、歴史文化など多様な観光資源の魅力を発信し、認知度及び来訪意欲の向上を図り、観光誘客を促進する。あわせて、東日本大震災及び原子力災害からの着実な復興の歩みや安全で豊かな地域の魅力について広く情報発信する。

※県北地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の8市町村

3. コンセプト

管内市町村と連携し、中京圏において未だ十分に知られていない福島県県北地域の観光資源を温泉、日本酒、絶景、食といったテーマの体験型コンテンツを通じて効果的に訴求することにより、上質な観光地としてのブランディングを図り、認知度向上、来訪意欲を醸成する。

4. 委託上限額

8,424,000円（税込）

5. 開催概要

（1）開催時期

令和9年1月29日（金）～30日（土）

（2）開催場所

開催場所は「KITTE 名古屋」を基本とする。

ただし、予約状況により確保できない場合は、発注者と協議の上、同等以上の集客力を有する施設を提案すること。また、受託者は会場の使用申請、契約、支払い、利用調整及び開催に必要な手続きを行うこと。なお、会場費は委託料に含むものとする。

（3）会場要件

- ・来場者の自然流入が期待できる名古屋駅周辺の屋内施設
- ・観光PRブース4区画程度、体験コンテンツスペース、来場者動線及び滞留スペースを確保できる規模を有すること。

（4）必須コンテンツ

温泉、酒、絶景、食・フルーツの4つのコンテンツを含むこと。また、全体を通して、県北地域8市町村すべてのコンテンツを網羅した内容とすること。

なお、県北地域の観光資源の魅力発信に加え、復興の現状や食の安全・安心に関する取組を紹介するコンテンツを設けること。内容及び手法については提案によるものとする。

・以下の「紹介内容」は例示であり、具体的な内容を提案すること。

① 温泉ゾーン

・紹介内容：飯坂温泉、高湯温泉、土湯温泉、岳温泉など

② 酒ゾーン

・紹介内容：酒蔵紹介、日本酒・ワインPR、試飲企画（可能な場合）など

③ 絶景ゾーン

・紹介内容：安達太良山、吾妻連峰、冬景色、花見山など

④ 食・フルーツゾーン

・紹介内容：あんぽ柿、りんご、桃、いちご、スイーツ、加工品など

（５）集客コンテンツ・参加型等コンテンツ

受託者は、来場者の関心を喚起し、会場への誘客及び滞在時間の向上につながる集客コンテンツを提案すること。また、来場者の回遊促進及び滞在時間の向上を図るための参加型又は体験型コンテンツを企画・実施すること。なお、提案にあたって、集客コンテンツ等は県北地域の観光資源又は地域資源を活用し、観光誘客につながる内容とすること。

（６）人員配置

受託者は、会場の設営、運営、来場者対応、体験コンテンツの実施等に必要の人員を配置し、円滑なイベント運営を行うこと。

6. 広報業務

受託者は、SNS 広告、WEB 広告、プレスリリース、会場と連携した広報等を実施し、来場者確保及び県北地域の認知度向上を図ること。また、中京圏における認知拡大及び集客促進に効果的な広報施策を提案すること。

7. KPI 設定

受託者は、本事業の目的である県北地域への観光誘客を踏まえ、事業効果を測定する成果指標（KPI）を設定し提案すること。なお、提案する KPI は来場者数のみではなく、県北地域への訪問意向、観光相談件数、SNS 拡散効果等を含め、事業効果を多角的に検証できる内容とすること。

8. アンケートの実施

受託者は、来場者を対象としたアンケートを実施し、イベントに対する満足度、復興の現状や食の安全・安心に関する項目を含む県北地域への理解度の向上及び来訪意欲の影響等について把握するとともに、その結果を分析の上、報告書として取りまとめること。

9. 職員旅費の支出業務

受託者は、イベントに参加する市町村職員分の旅費を委託料の中から支出するものとし、委託料積算にあたっては、「職員旅費」として「500,000円」（非課税）を見込み提案すること。なお、支出方法については発注者より別途指示する。

10. 成果品

- (1) 実績報告書
- (2) アンケート結果報告書
- (3) イベント記録写真
- (4) 広告配信結果報告書

11. その他の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（別記第1号様式）
- イ 総括責任者通知書（別記第2号様式）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ 業務実施体制図（任意様式）
- オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書（別記第3号様式）
- イ 委託業務実績報告書（別記第4号様式）
- ウ 収支決算書（任意様式）
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

12. 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

13. その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、発注者と定期的に打合せを実施し、進捗管理及び課題共有を行うものとし、発注者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 発信内容は事実に基づくものとする。また、著作権法、個人情報保護法その他関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、発注者の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、受託者と発注者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。